



令和8年度 一般社団法人 東洋大学校友会

埼玉県西部支部総会 《 校友の集い 》

日 時 令和 8年 7月 4日 (土) 午前10時30分
総会会場 東洋大学川越キャンパス4号館4階 会議室
懇親会場 徳樹庵 鶴ヶ島店 東洋大学川越キャンパス隣

東洋大学 大学歌

作詞 林 古溪
作曲 山田 耕作

一 亜細亜の魂 再び此処に

目覚めしよろこび

溢れつ人に

雄々しく揚げたり 関の声

東洋大学 生まれぬかくて

二 亜細亜の天地 暁明けて

仁義と慈悲との

誠の光

今こそ輝け 西の海

東洋大学 務めは重し

令和8年度（一社）東洋大学校友会 埼玉県西部支部総会次第

令和8年7月4日（土）10：30～
東洋大学川越キャンパス4号館4階会議室

司 会 理 事 高 野 正 史

【第1部】10：30 総 会

- | | | | |
|----|-------|--------------|---------------|
| 1 | 開会の辞 | 副支部長 | 櫻庭 昌吾 |
| 2 | 黙 禱 | 物故校友に捧ぐ | |
| 3 | 大学歌斉唱 | 顧 問 | 五十嵐 康行 |
| 4 | 支部長挨拶 | 支 部 長 | 岡 部 奈緒美 |
| 5 | 来賓祝辞 | 東洋大学校友会副会長 | 神 田 雄 一 様 |
| 6 | 来賓紹介 | | |
| 7 | 祝電披露 | | |
| 8 | 議長選出 | | |
| 9 | 議 事 | | |
| | 第1号議案 | 令和7年度会務報告 | 支 部 長 岡 部 奈緒美 |
| | 第2号議案 | 令和7年度収支決算報告 | 常任理事 佐久間 義 次 |
| | | 令和7年度監査報告 | 監 事 小野澤 康 弘 |
| | 第3号議案 | 令和8年度事業計画（案） | 支 部 長 岡 部 奈緒美 |
| | 第4号議案 | 令和8年度収支予算（案） | 常任理事 佐久間 義 次 |
| | 第5号議案 | 規約改正（案） | 支 部 長 岡 部 奈緒美 |
| | その他 | | |
| 10 | 閉会の辞 | 副支部長 | 櫻庭 昌吾 |



埼玉県西部支部ブログ

【第2部】 11:30 記念講演

司 会 理 事 高 野 正 史

演 題 「2026春季リーグを振り返る」
講 師 井 上 大 氏 東洋大学硬式野球部監督

コーディネーター 理 事 岡 部 和 雄

12:35 記念撮影

【第3部】 13:00 懇親会

司 会 理 事 高 野 正 史

1. 開 会 副支部長 中 村 義 次

2. 支部長挨拶 支 部 長 岡 部 奈 緒 美

3. 東洋大学のいま 元東洋大学常務理事 大 熊 廣 一

4. 乾 杯 理 事 峯 岸 博

5. 歓 談

6. 中 締 め 副支部長 柴 田 正 男

7. 閉 会 理 事 高 野 正 史



校友会ホームページ



東洋大学 大学歌



東洋大学応援歌

第1号議案

令和7年度

東洋大学校友会埼玉県西部支部会務報告

月 日	活 動 内 容	会 場 等
令和7年		
4月 1日(火)	広島県支部の役員川越訪問	川越プリンス
4月 5日(土)	硬式野球部春季リーグ戦激励米贈呈	川越キャンパス
4月 7日(月)	陸上競技部米価高騰による緊急援援助米を贈呈	川越キャンパス
4月20日(日)	第1回支部役員会(本年度の活動・支部総会等について)	飯能市民センター
5月16日(金)	埼玉県西部支部監査会(令和6年度会計監査)	川越キャンパス
5月24日(土)	校友会代議員会	Web 方式
6月22日(日)	第2回支部役員会	ウエスタ川越
6月22日(日)	校友会千葉県支部総会(中村副支部長出席)	幕張
6月28日(土)	校友会神奈川県支部総会(佐久間常任理事出席)	桜木町ワシントンホテル
7月 5日(土)	令和7年度埼玉県西部支部総会	おおさわ(鶴ヶ島)
7月12日(土)	校友会埼玉県東部支部総会(横山副支部長出席)	大宮パレスホテル
7月28～30日	全国支部訪問 in HIROSHIMA	広島市・東広島市
8月20日(火)	硬式野球部秋季リーグ戦激励会・第3回支部役員会	ぎょうざの満州
8月28日(水)	硬式野球部秋季リーグ戦激励米贈呈	川越キャンパス
10月11日(土)	東京4支部連合支部総会(長澤代議員出席)	中野区役所内カフェテリア
10月26日(日)	アメリカンフットボール部リーグ戦応援・第4回支部役員会	朝霞キャンパス
11月 2日(日)	東洋大学 HCD における校友会企画(西部支部より3名参加)	白山キャンパス
12月 5日(金)	陸上競技部箱根駅伝激励米贈呈	川越キャンパス
12月13日(土)	第5回支部役員会・忘年会	ヘリテージ飯能
令和8年		
1月 1日(木)	埼玉県西部支部だより20号発行 300部	
1月 2日(木)	箱根駅伝往路2区・4区応援	横浜・小田原
1月 3日(金)	箱根駅伝復路7区・10区応援	小田原・大手町
2月16日(日)	第6回西部支部役員会(次年度の活動について)	書面審議
3月11日(水)	硬式野球部春季リーグ戦激励米贈呈	川越キャンパス
3月28日(土)	硬式野球部新入生歓迎会&春季リーグ戦壮行会	川越キャンパス

令和7年度 東洋大学校友会埼玉県西部支部 収支決算書

第2号議案

自: 令和7年4月1日 ~ 至: 令和8年3月31日

単位: 円

【収入の部】

科目	予算額	決算額	増減	摘要	
本部交付金	年会費交付金収入	107,000	77,000	30,000	77名×1,000円
	終身会費交付金収入	162,000	151,000	11,000	151名×1,000円
	新卒者納入会費交付金収入	6,000	0,000	0	8名×1,000円
	支部総会祝金収入	0	10,000	-10,000	
	支部事務費補助収入	20,000	20,000	0	
	支部会報発行助成収入	30,000	40,000	-10,000	西部支部だより発行助成
	ホームページ助成収入	10,000	10,000	0	
	総会特別企画補助収入	30,000	30,000	0	
	女性参加促進助成収入	10,000	10,000	0	朝霞キャンパスアメフト観戦
	周年企画補助収入	0	0	0	
	小計①	377,000	358,000	21,000	
支部内収入	支部総会参加費収入	280,000	238,000	22,000	祝金、会費
	支部会費収入	0	0	0	
	寄付金収入	1,000	0	1,000	
	預金利息収入	200	89	111	
	雑収入	0	0	0	
	小計②	261,200	238,089	23,111	
収入計③=①+②	638,200	596,089	44,111		

【支出の部】

科目	予算額	決算額	増減	摘要	
支部内経費支出	支部総会関連費支出	270,000	245,160	24,840	
	支部会報作成費支出	85,000	79,200	5,800	西部支部だより(第20号300部)
	支部活動費支出	250,000	118,973	131,027	硬式野球部及び陸上競技部激励米他
	地区活動費支出	80,000	10,351	69,649	朝霞キャンパスアメフト観戦
	会議費支出	50,000	37,830	12,170	役員会等諸費
	通信費支出	30,000	16,458	13,542	役員会開催通知等
	印刷費支出	10,000	5,231	4,769	総会資料等
	事務用消耗品費支出	20,000	5,322	14,678	プリンターインク用紙等
	旅費交通費支出	25,000	12,000	13,000	近隣4支部総会出席者旅費
	慶弔費支出	10,000	0	10,000	
	渉外費支出	85,000	40,000	45,000	近隣4支部総会祝金
	雑支出	0	0	0	
	予備費支出	88	0	88	
支出計④	915,088	570,525	344,563		
当期収支差額⑤=③-④	-276,888	23,564	-300,452		
前期繰越収支差額⑥	415,334	415,334	0		
次期繰越収支差額⑦=⑤+⑥	138,446	438,898	-300,452		

次期繰越収支差額の内訳	現金	0
	普通預金	300,452
	計	300,452

【別途積立金】

科目	収入	支出	残高	摘要
積立金				
積立金				

上記のとおりご報告いたします。

令和8年7月4日

支部長 岡部 泰緒美

会計担当 佐久間 薫次

上記決算報告について監査した結果、適正であると認めます。

令和8年6月10日

監査 矢野 操

監査 小野澤 康弘

第3号議案

令和8年度 東洋大学校友会埼玉県西部支部事業計画(案)

埼玉県西部支部規約に定める目的達成のため次の事業を策定する。

1 支部組織の充実と地域活動の活性化

組織体系並びに事務局体制の充実を目的として5部門(組織部・総務部・広報部・事業部・レディース部)、及び西部支部を東・西・南・北に分け、支部活動の活性化と会員の掘り起こしを図る。

2 会員相互の交流と親睦

総会・地区会を通じ、また、文化教養の集いや校友の趣味を通じての事業を実施して校友相互の交流と親睦を図る。

3 広報活動

支部の現状と会員間の相互理解を得るために会報の発行、及び、インターネット等による広報活動を行う。

4 母校行事及び学生活動の支援と協力

母校行事への協力、学生活動の支援、就職活動等の協力を図る。

5 近隣支部との連携

近隣支部との交流を進め、支部活動の充実と校友会発展に寄与するよう連携を図る。

6 甫水会との連携

支部活性化の一環として、甫水会埼玉中央・埼玉北・埼玉南支部との連携を図る。

《 定例の活動 》

- 1 総会・校友の集い 7月4日(土) 10:30～ 会場:川越キャンパス
＜総会后・講演会ならびに懇親会を実施＞
- 2 役員会 原則として偶数月(第3日曜日)に実施 書面審議もあり
- 3 親睦会 8月「暑気払い」9月「ホームカミングデー校友会企画」
10月「箱根駅伝予選会応援」12月「忘年会」「懇親会」
「親睦ツアー」「全国支部訪問」「学生スポーツ応援」等を
適宜実施

《 交流と親睦、学生支援活動 》

- ◎ レディース部と地区共催のツアー(散策)を実施 … 夏と秋実施予定
- ◎ 学生の活動支援…硬式野球部リーグ戦応援、陸上競技部箱根駅伝予選会応援
陸上競技部・硬式野球部に毎年激励米を贈呈

《 本部の事業・母校の事業への参加と協力 》

- ◎ 校友大会・ホームカミングデー等への参加、全国支部交流会への参加

令和8年度 東洋大学校友会埼玉県西部支部 収支予算書(案)

第4号議案

自: 令和8年4月1日 ~ 至: 令和9年3月31日

【収入の部】

単位: 円

科目	令和8年度 予算案(イ)	令和7年度		増減 (イ)-(ロ)	摘要
		予算額(ロ)	決算額		
年会費交付金収入	77,000	107,000	77,000	-30,000	77名 @1,000円
従事会費交付金収入	151,000	162,000	151,000	-11,000	151名 @1,000円
新卒者納入会費交付金収入	8,000	8,000	8,000	0	8名 @1000円
支部総会祝金収入	0	0	10,000	0	
支部事務費補助収入	20,000	20,000	20,000	0	
支部会報発行助成収入	40,000	30,000	40,000	10,000	西部支部だより発行助成
ホームページ助成収入	10,000	10,000	10,000	0	
総会特別企画補助収入	30,000	30,000	30,000	0	
女性参加促進助成収入	10,000	10,000	10,000	0	校友の集い等事業
周年企画補助収入	0	0	0	0	
小計①	346,000	377,000	356,000	-45,000	
支部総会参加費収入	260,000	230,000	238,000	30,000	祝金、会費
支部会費収入	0	0	0	0	
寄付金収入	1,000	1,000	0	0	
預金利息収入	200	200	89	0	
雑収入	0	0	0	0	
小計②	261,200	261,200	238,089	0	
収入計③=①+②	607,200	638,200	594,089	-31,000	

【支出の部】

科目	令和8年度 予算案(イ)	令和7年度		増減 (イ)-(ロ)	摘要
		予算額(ロ)	決算額		
支部総会関連費支出	270,000	270,000	245,160	0	令和8年度総会諸費
支部会報作成費支出	85,000	85,000	79,200	0	西部支部だより発行費
支部活動費支出	250,000	250,000	118,973	0	校友の集い、学生支援等
地区活動費支出	70,000	80,000	10,351	-10,000	地区活動事業等
会議費支出	50,000	50,000	37,830	0	役員会等諸費
通信費支出	30,000	30,000	16,458	0	役員会通知等
印刷費支出	10,000	10,000	5,231	0	行事チラシ等印刷
事務用消耗品費支出	20,000	20,000	5,322	0	プリンター・インク・用紙等
旅費交通費支出	25,000	25,000	12,000	0	近隣支部総会出席旅費等
慶弔費支出	10,000	10,000	0	0	
渉外費支出	85,000	85,000	40,000	0	近隣支部総会祝金等
雑支出	0	0	0	0	
	0	0	0	0	
	0	0	0	0	
	0	0	0	0	
予備費支出	2,632	88		2,544	
支出計④	907,652	915,088	570,525	-7,436	
当期収支差額⑤=③-④	-300,452	-276,888	23,564	-23,564	
前期繰越収支差額⑥	415,334	415,334	415,334	0	
次期繰越収支差額⑦=⑤+⑥	114,882	138,446	438,898	-23,564	

【別途積立金】

科目	収入	支出	残高	摘要
積立金				
積立金				

上記のとおりご報告いたします。

令和8年 7月 4日

支部長 岡部 奈緒美



会計担当 佐久間 善次



規約改正(案)

令和8年5月14日

支部長各位

会員組織規約制定に伴う会員組織規則(支部規則)変更について

一般社団法人東洋大学校友会
会 長 神 田 雄 一
総務部会長 堀 敦 夫

2025年10月8日理事会決議により、支部規約が、会員組織規約に変更されました。これに伴い、現在の支部規則(規約)変更等をお願いしたくご案内申し上げます。

規則(規約)変更等の内容

1、文言が変更となりました。

(1)「支部」が「会員組織」と呼称変更されました。

(2)「支部長」が「会員組織長」となります。

・「副支部長」は「副会員組織長」となります。

※名称は「東洋大学校友会〇〇県支部」従前のままで結構です。

2、定款第5条第2項の規定による会員組織であることを明記して下さい。

3、目的は、校友会の定款に合わせて下さい。

4、事業に、「会員情報の管理および保護」を明記して下さい。

5、正会員の意思により所属する会員組織を選択する。

正会員が複数の会員組織所属が可能となりました。また、会員組織の所属を望まない正会員は、無所属となることも可能となりました。

複数の会員組織に所属する正会員は、代議員の選出選挙において、選挙権、被選挙権を行使できる会員組織1つを選択し、校友会に届ける事になりました。

6、会員組織役員選出について

(1) 会員組織の役員については、正会員である必要があることを明記して下さい。

(2) 会員組織長は、複数の会員組織長を兼ねることはできません。

7、代議員選出について

一般社団法人化前は、代議員の選出は、支部総会にて決定しておりました。

現在は、代議員選出規程により、代議員の選出をしております。

総会の決議事項に「代議員の選出」がある場合は、削除して下さい。

8、支部交付金について（従前の地域支部のみ）

支部交付金については、従前どおり正会員の人数により配分されますが、複数の会員組織に所属する正会員については、上記の代議員選出選挙に関する届出を行った会員組織が配分の対象となります。

例) A 会員組織

単独所属正会員 10名 複数所属正会員 10名 内代議員届正会員 6名

支部交付金算定人数 10名+6名=16名

9、校友会定款の優先について記載して下さい。

各会員組織規則変更については、模範規則（雛形）を参考にして下さい。

赤字の部分が、変更・加入を要する部分です。

赤字の部分を規則変更願います。
黒字部分は、参考として下さい。

東洋大学校友会〇〇県支部 会員組織規則（雛型）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会員組織（以下「本会」という。）は、東洋大学校友会
〇〇と称する。 例）東洋大学校友会〇〇県支部

（地 位）

第2条 本会は、一般社団法人東洋大学校友会（以下「校友会」とい
う。）定款（以下「定款」という。）第5条第2項の規定に基づく
会員組織とする。 校友会定款による会員組織であることを明記下さい。

（事務局）

第3条 本会は、事務局を〇〇〇〇におく。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第4条 本会は、東洋大学建学の精神を顕現し、母校愛と会員相互の
親睦にもとづき、東洋大学の興隆発展に寄与することを目的とす
る。 校友会定款の目的にして下さい。

（事 業）

第5条 本会は、前条に定める目的を達成するため、次の事業を行
う。

- 1 校友会事業への参加
- 2 校友会他の会員組織との交流
- 3 会員相互の連絡強調
- 4 東洋大学の各種団体との交流
- 5 会員情報の管理および保護
- 6 その他、校友会、東洋大学発展に関する事業
- 7 その他本会の目的達成のために必要な事業

校友会定款を参考にして下さい。
5は、記載して下さい。

会員組織の所属について本人の意思によって決まるように記載して下さい。複数の会員組織に所属する正会員の代議員の選挙権の選挙権、被選挙権について記載して下さい。

第3章 会 員

(構成員)

- 第5条 本会は、第3条に定める目的を達成するために校友会定款第5条に定める会員で本会に所属を希望する会員を構成員とする。
- 2 本会以外の複数の会員組織に所属する正会員は、他の所属会員組織名及び本会における代議員の選出選挙においての選挙権、被選挙権の有無を本会に届けるものとする。
- 3 第3条に定める目的を達成するために集った東洋大学校友以外の方で校友会が認めた者については、その参加を妨げない。

(会 費)

- 第6条 会員は、毎年校友会の定める方法により校友会費を納入する。
- 2 会員は、本会が定める方法により、年〇〇〇円の会員組織会費を納入する。

2 会員組織の会費徴収している場合は記載して下さい。

第4章 役 員

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 会員組織長 (支部長) | 1名 |
| (2) 副会員組織長 (副支部長) | 若干名 |
| (3) 幹事 | 若干名 |
| (4) 会計 | 若干名 |
| (5) 監査 | 〇名 (2名以上が好ましい) |

会員組織の役員は、正会員であることを記載して下さい。(1)(2)以外の役員名は、現在の役員名で結構です。(3)理事・(5)監事等

- 2 前項の役員は、校友会定款第5条第3号に定める正会員である事を要する。
- 3 監査は、本会の他の役職を兼ねることが出来ない。

(選 任)

第8条 本会の役員は、本会総会 (以下「総会」という。) で選任する。

(任 期)

第9条 役員任期は、就任後3回目に開催する定時総会終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 補充により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

役員名は、合わせて下さい。

第 10 条 本会の役員は、次の職務を行なう。

- 1 会員組織長（以下「組織長」という。）は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会員組織長（以下「副組織長」という。）は、組織長を補佐し、組織長事故あるときは、あらかじめ組織長の指示した副組織長がその職務を代行する。
- 3 幹事は、組織長の指示に従い本会の運営にあたる。
- 4 会計は、本会の会計業務にあたる。
- 5 監査は、本会の会計及び財産の状態並びに会務の執行の状況を監査する。

監査は、監査報告書を作成し、監査の結果を役員会並びに総会に報告しなければならない。

(顧問、相談役)

第 11 条 組織長は、総会の承認を得て顧問、相談役を置くことができる。

- 2 顧問、相談役は会員組織の会務についての諮問に応じ助言するものとする。
- 3 顧問、相談役の任期はその推薦した組織長の任期と同一とする。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 12 条 本会の会議は総会及び役員会の 2 種とする。

(総 会)

第 13 条 総会は定時総会と臨時総会の 2 種とする。

- 2 総会の構成員は、第 5 条に規定する会員により構成する。
- 3 定時総会は毎年〇月に招集し、臨時総会は必要がある場合に随時開くものとする。

(総会の招集)

第 14 条 総会は組織長が招集する。

2 会員の3分の1以上又は監査が、付議すべき事項を示して、総会の招集を請求したときは、組織長は一月以内に、総会を招集しなければならない。

3 総会の招集には、会日の2週間前までに会員に対して通知を発しなければならない。

(総会の決議事項)

第15条 総会は、次の事項を決議する。

- 一 予算及び決算並びに会務に関する事項
- 二 規約の制定及び改廃に関する事項
- 三 役員を選任、解任に関する事項
- 四 役員会において総会に付議すべき旨を決議した事項

2 総会の決議事項は、校友会に報告する。

(総会の決議)

第16条 総会の決議は出席した会員の過半数で議決する。

2 第15条第2号の議決は、出席した会員の3分の2以上で議決する。

(役員会)

第17条 役員会は、必要に応じて組織長がこれを招集する。

2 役員会の構成員は、第7条に規定する役員により構成する。

(役員会の審議)

第18条 役員会は、次の業務の審議にあたる。

- 一 会務に運営に関する事項
- 二 総会に付議する事項
- 三 総会の議決で委任された事項
- 四 その他必要と認めた事項

(役員会の招集)

第19条 役員会は、組織長が招集する。

2 役員会の招集には、会日の1週間前までに役員に対して通知を発しなければならない。

代議員の選出について記載がある場合は削除して下さい。
代議員の選出については、代議員選出規程により選出します。

(役員会の議決)

第 20 条 役員会の決議は、出席した役員の過半数で議決する。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日に終わる。

(経 費)

第 22 条 本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- 一 第 6 条第 1 項により校友会本部に納入した会費より校友会が定める各県支部に対して支払う支部交付金
- 二 会員組織会費
- 三 総会会費
- 四 寄付金
- 五 その他雑収入

二 会員組織の会費徴収している場合は記載して下さい。

(予 算)

第 23 条 組織長は、毎会計年度の予算書を作成し、定時総会の議決を経なければならない。

2 組織長は、予算が成立しない期間においては通常の事業を執行するための必要な経費に限り支出することができる。

(決算報告)

第 24 条 組織長は、毎会計年度終了後、本会の収入及び支出の決算報告書を作成し、監査に提出しその結果を総会に提出し承認を得なければならない。

(会計の管理)

第 25 条 本会の会計は組織長が管理する。

第 6 章 その他

(変更の届出)

第 26 条 会員は、氏名、住所、連絡先等に変更があった場合、遅滞なく本会に届け出るものとする。

(会則の改正)

第 27 条 この規則の改正は総会出席者 3 分の 2 以上の同意により成立する。

2 前項により改正された会則は、総会で承諾を得た日の翌日より施行する。

(校友会定款優先)

第 28 条 この会則に定める規定が校友会定款等に定める規定に抵触する場合は、校友会定款等が、この規則に優先する。

(規定の解釈)

第 29 条 この規則に定めのない事項については、総会の議を経て決定する。

(附 則)

1 本規則に定めのない事項は組織長が役員会にはかり、役員会は、校友会定款、その他法令を参考にし役員会で定める。

2 この規則は〇〇年〇〇月まる日から施行する。

一般社団法人東洋大学校友会埼玉県西部支部規約

昭和4年9月 創立制定
昭和46年10月24日 改正
昭和59年8月19日 一部改正
昭和61年4月1日 一部改正
平成16年4月1日 改正
平成27年6月27日 改正
令和4年7月2日 一部改正

(総則)

第1条 この会は一般社団法人東洋大学校友会（以下「校友会」という）埼玉県西部支部と称し、事務所を支部長宅に置く。

(目的)

第2条 この会は東洋大学（以下「大学」という）の建学の精神と伝統を継承し、会員相互の親睦を図り、本支部及び大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- 一 会員名簿の作成、管理及び保護
- 二 会員の親睦及び互助、甫水会との連携と協力
- 三 大学の発展に寄与する事業、並びに学生の文化・スポーツ活動等への支援
- 四 定期総会、役員会、正・副支部長会議及び臨時総会の開催
- 五 執行役員の選任
- 六 支部会報の発行
- 七 講演会、研修会等の開催
- 八 この会の目的達成のため必要な事業

(地域)

第4条 この会の地域は荒川を境界とし、原則として埼玉県の西部地域の行政区域とする。また支部を東、西、南、北の4地区に分ける。(別表)

(会員)

第5条 この会は定款第5条に示される会員（普通会员、教職員会員、推薦会員、正会員、名誉会員）をもって構成する。なお、本支部会員は次の要件を満たしたものとする。

- 1 埼玉県西部支部地域内に在住しているもの。
- 2 本支部地域内に勤務し、本支部に所属を希望し、校友会事務局に届け出を行ったもの

(会費)

第6条 正会員は校友会定款第6条及び会費規程に定める年会費又は終身会費を納入しなければならない。

2 教職員会員並びに推薦会員は正会員に準じた年会費を支部校友会運営費として納入しなければならない。

(役員)

第7条 この会に以下の役員をおく。

2 役職名、定数、任務は以下のとおりとする。

- 一 支部長 1名 本支部を代表し会務を統括し会議を主宰する。
- 二 副支部長 若干名 支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれに代わる。
また支部内の地域代表、部代表としてこれを統括する。
- 三 常任理事 2名 支部長の指名により各々事務局、会計を掌る。
- 四 理事 15名 支部長と連携し地域内において本会の目的の達成のため、その任にあたる。また理事中の5名は下記の五つの職務を負うものとする。
 - (1) 総務部長 規約の整備、コンプライアンスの遵守等を含めた支部の運営を総合的な見地から推進する。
 - (2) 事業部長 正会員拡大のための具体的な事業の立案と推進及び実効確認
 - (3) 組織部長 副支部長、地区長と連携の下、地区納入会員の掘りおこし及び支部と地区との組織間の連携の強化を企図する。
 - (4) 広報部長 会報の作成、発行及び潜在交友への能動的な広報活動の推進。
 - (5) レディース部長 女性納入会員の拡大と部としての儀業の計画と推進
- 五 監事 2名 本会の会計の監査、これに関する資料調査を行い、必要あるときは意見を述べることができる。他の役職は兼任できない。

(代議員)

第8条 代議員は一般社団法人東洋大学校友会の法令上の社員であり、定款第11条による支部ごとの正会員による選挙で、代議員選出規程に示された定数が選出される。代議員会に出席し、定款第17条に示される事項についての議決権を有する。

支部選出の理事候補は代議員会で選任された後、業務執行理事として校友会本部に参画し、本部事業を執行し、議決内容を支部役員会及び支部総会で報告を行う。

(顧問)

第9条 この会に顧問をおくことができる。

- 2 本会の役員を退任し、本会事業等に顕著に貢献のあったものを顧問とする。
- 3 顧問を置くときは支部長、役員会の推薦により、総会でこれを承認する。
- 4 顧問は必要に応じて本会に助言することができる。

(地区役員・地区長)

第10条 支部役員とは別に地区役員として地区長をおくことができる。

- 2 地区長は正会員の拡大と地区活性化のため副支部長との協力の下、地区の懇親、会合等の行事を企画推進する。

(役員を選任)

第11条 この会の役員を選任は以下のとおりとする。

- 一 支部長、副支部長は役員会の推薦により総会の承認を得る。
- 二 理事は役員会の推薦または互選により総会の承認を得る。
- 三 常任理事は理事の内から、支部長の指名を受け役員会の承認を得る。
- 四 代議員は本部選挙管理委員会が告示した支部正会員の選挙によって選出される。
支部の選挙が実施された場合、役員会は候補者を推薦することができる。
- 五 監事は役員会の推薦により総会の承認を得る。他の役職を兼ねることはできない。
- 六 役員に欠員が生じたとき、補欠役員を選任は役員会で決定し、総会の承認を得る。
- 七 地区長は正・副支部長のいずれかが指名し、役員会において了承する。

(役員任期)

第12条 役員任期は3年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は前任者の残余期間とする。
- 3 地区長はこれに準ずるものとする。

(会議)

第13条 会議は次のとおりとする。

また、会議開催は所定の場所での開催の他にオンラインまたは書面による会議開催も可能とする。

(総会)

第14条 支部総会は年1回、支部長が招集し開催する。

- 2 臨時総会は役員会が開催の必要を認めるとき、支部長が招集し開催しなければならない。
- 3 総会の議事の可否は出席者の過半数で決し、同数の場合は議長は裁決とする。
- 4 総会の付議事項は以下のとおりとする。
 - (1) 事業計画案及び予算案の決定
 - (2) 事業報告及び決算報告の承認
 - (3) 役員選任
 - (4) 支部選出の理事候補の選任報告
 - (5) 規約の改正
 - (6) その他必要事案
- 5 代議員候補の推薦

(役員会)

第15条 役員会は第7条に規定する役員で構成する。

- 2 役員会は支部長が招集する。
- 3 役員会の決議は出席者数の過半数以上とする。
- 4 役員会は総会の付議事項の決定をもってこれを適正に執行する。

5 役員会は、代議員選挙が実施されたとき次のことを行う。

(1) 代議員候補者の推薦

(2) 支部選出の理事候補の選任

(正・副支部長会)

第16条 支部長は支部運営上必要と認めるとき、副支部長を召集し協議することができる。また必要に応じてこの会に担当役員を出席させることができる。

(経費・会計)

第17条 この会の経費は会員の会費、本部よりの交付金及び寄付金等をあてる。

2 会計は会費を厳正に掌り、総会において収支の報告、予算案の承認を得る。

3 本会の会計年度は当該年4月1日より翌年3月31日とする。

(監査)

第18条 監事は年1回本会の会計監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。

(規約の改正)

第19条 本規約は総会出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

(本部理事会への報告)

第20条 次の事項について本部理事会に遅滞なく報告するものとする。

(1) 支部長の選出

(2) 事業報告及び決算

(3) 事業計画及び収支予算

(4) 規約の改正

(その他)

第21条 本規約に定めのない事項については役員会において協議、決定する。

(改正附則)

本規約は令和4年7月2日より施行する。